

# お使いの喫煙室 法律に準拠していますか？

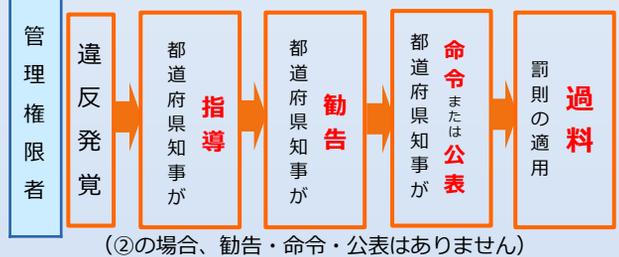
2020年4月1日より改正健康増進法が全面施行され  
基準を満たしていない喫煙室は**罰則**の対象です

 改正法により施設などの管理権限者には主に以下の義務が課せられました

- ①喫煙禁止場所での喫煙器具や設備などの設置の禁止
- ②喫煙室への指定された標識の掲示
- ③各種喫煙室の基準への適合

★義務違反した施設の管理権限者  
には **最大50万円の過料**  
が科せられます

※義務違反時の指導・命令・罰則の流れ



## 「分煙キャビン」が喫煙室の課題を解決します！

・タバコの臭いが漏れない ・排気ダクト不要

クリーンエア・スカンジナビア製品は改正法に  
基づく脱煙機能付き喫煙ブースの技術的基準\*  
を満たします

\*「脱煙機能付き喫煙ブース」の技術的基準（経過措置、期間未定）

- ①総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- ②当該装置によって浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m<sup>3</sup>以下であること
- ③出入口において室外から室内に流入する空気の気流が毎秒0.2m以上であること

（条件によって追加パーツなどが必要になる場合があります）

クリーンエア・スカンジナビアの分煙キャビンは、  
自社のテストにおきまして上記のすべての条件を満たしています



## ■喫煙ルームのデメリット

- ・部屋の外への臭い漏れ
- ・会話による喫煙時間の延長
- ・喫煙者のみの利用環境
- ・タバコ臭が衣服に染みつく

## ■屋外喫煙のデメリット

- ・行き来する時間が無駄
- ・企業イメージの低下
- ・会話による喫煙時間の延長
- ・近隣からのクレーム



クリーンエア・スカンジナビアが提案する「分煙キャビン」(レンタル分煙機)は・・・  
**「分けるべきはタバコの煙であって、人ではない」**をコンセプトとする、次世代の分煙ソリューションです



### 煙と臭いをほぼ完全に除去

煙の素早い捕集とHEPAフィルターシステムにより、タバコの粒子状成分もガス状成分もほぼ100%除去し、浄化したクリーンな空気を排出します。



### 設置が自由自在

独立キャビンなので、屋内で100V電源が確保できれば設置工事も換気設備も不要です。優れた耐火灰処理システムにより火災の心配も無用です。



### コミュニケーション活性化

不平等な喫煙休憩をなくし、扉もなく喫煙者と非喫煙者の分断も解消できます。



### 定期メンテナンス

3カ月に1度の専門スタッフによるフィルター交換、灰処理により快適な環境を維持します。(メンテナンスの頻度は変更できます)

- ✔ タバコを吸う場所が無い
- ✔ 喫煙室が基準を満たしているかわからない
- ✔ 分煙ができていない
- ✔ タバコの臭いで困っている
- ✔ 喫煙場所が遠い
- ✔ 不特定多数と密集することが気になる



チェックの付いた方はぜひお問い合わせをお願いします



ショールームでの実機体験



オンラインでの製品説明



お伺いでの製品説明



製品資料の送付

【お問い合わせ先】

**オリックス株式会社 広域事業部**

Mail : [kouiki\\_biz@orix.jp](mailto:kouiki_biz@orix.jp)

【サービス提供会社】  
**クリーンエア・スカンジナビア株式会社**  
 東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター10階  
<https://www.qleanair.jp>